

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	分部地区 (地下、十王、長田、赤坂、広永、向井、四軒町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地は、圃場整備が実施されている区域が多いが、谷あいの農地は耕作条件が悪く、農地の集積・集約化が難航する場合がある。今後、中心経営体による引き受けが困難な農地が発生した場合の対応を検討する必要がある。また、山が近い地域であることから、鳥獣被害が多発している。中心経営体をはじめ、地域内の農家の営農意欲の維持・向上のためにも、鳥獣被害対策の充実を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦、大豆等の土地利用型作物を中心とする栽培体系を継続するとともに、今後、収益性の高い農作物の作付を検討する。また、地域全体で農地を管理していく仕組みを維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、また、現況にて農業上の利用が見込まれない農地は含まないこととする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は農地を農地中間管理機構(農地バンク)に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内で農地の貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、目標地図に位置づける者へ集約化する。その際、農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区において、国補助制度等を活用し、農地の大区画化・汎用化等を実施していく。また、水路の老朽化等による作業効率の低下を防ぐため、今後の整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、目標地図に位置付けられている担い手以外にも、自作農家や外国籍の方々が営農している。今後も多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除については、目標地図に位置づける者による周辺地域を含めた効率的な実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
①獣害対策については、地域ぐるみで被害状況の詳細把握、侵入防止柵の設置・強化等、行政支援等も活用しながら効果的・効率的な取組を進める。